

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略) カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ②欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略) タ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1 第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</p>

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略) カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略) タ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

		月額			
区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①欄に規定する料金額	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

		月額				
区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)		
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額	—
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①C欄に規定する料金額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額	

		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	6,314円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,532円		
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,532円		

		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,858円			
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,858円			

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	ア 光信号 端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円	

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	ア 光信号 端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,882円		

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円	
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円		

			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,965円	
		(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数4を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,873円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,873円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,956円	
(7) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,857円	
(7) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,152 円
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,538 円
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,084 円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,630 円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,134 円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,680 円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,226 円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,772 円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,276 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,822 円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,368 円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,914 円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,418 円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,964 円		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,359 円
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,799 円
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,339 円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,879 円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,419 円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,959 円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,499 円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,039 円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,579 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,164 円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,704 円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,244 円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,784 円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,324 円		

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッタを含む ものに限り ます。)により1 芯にて伝送を行 う機能	ア 分岐 できる光信 号分岐 端末回線 の数が8を 限度とする もの	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のも の	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,378円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ(7)①欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
					1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)①欄に規定す る料金額に、964 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
					1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)②欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
					1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)②欄に規定す る料金額に、518 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
					1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)②欄に規定す る料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外スプリ ッタを含むもの に限りま す。)により1 芯にて伝送を行 う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のも の	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

	③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
								1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				<u>③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金</u>	<u>1回線 ごとに</u>	<u>平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(7)②</u> 欄に規定する料 金額に、518円を 加算した料金額	<u>接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円の内 、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。</u>				<u>(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金</u>	<u>1回線 ごとに</u>	<u>2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄</u> に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	<u>接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる511円の内 、498円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。</u>
--	--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数 が4を限度とするもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円のみ消費税相当額を加算するものとします。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円のみ消費税相当額を加算するものとします。

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,439円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
			(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	—
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	155円	
	ウ 2芯式のもの		1回線ごとに	310円	

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	152円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	161円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	152円	
	ウ 2芯式のもの		(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	304円	
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	322円	
			(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	304円	

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	300 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	310 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	315 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	302 円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	302 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	311 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	—
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,847円	—	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,847円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,812円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,777円

			③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,965円	
	(イ) 光信号 多重分離 機能イ欄 と組み合 わせて利 用するも の	① 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		② 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,956円		—
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 固定無線基地局伝 送路の追加に係る加 算料	(7) 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
		(イ) 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
	イ (略)		(略)	(略)		

		(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4 月1日から 平成28年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,857円	
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 削除					—
	イ (略)			(略)	(略)	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに								2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに								2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			

				(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに								2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
1 光信号主端末回線ごとに								2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			

				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年4月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) (イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				イ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせるもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

					(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)①欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
				1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)②欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(ウ) (7)(イ)以 外のもの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)③欄に 規定する料金 額に、531円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる531円 のうち、517円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合)	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
の違約金	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合)	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
の違約金	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（網使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 25 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 25 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 25 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 27 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 6 欄イ(イ)欄、2-1-1-1 の 2 イ欄、2-1-1-2 第 2 欄イ(イ)欄及び第 3 欄ア欄並びに 2-1-1-2 の 2 イ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容
ア 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(7) 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則（平成26年4月9日西設相制第115号）第4項（以下この項において「附則第4項」といいます。）（1）網使用料イ（7）①欄に規定する機能については、それらの料金額に、（2）端末回線伝送機能イ（7）①欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア（7）③欄又は（イ）C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について（2）端末回線伝送機能イ（7）①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア（7）②欄若しくは③欄又は（イ）B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について（2）端末回線伝送機能イ（7）①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について（2）端末回線伝送機能イ（7）①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>（イ） 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、（2）端末回線伝送機能ア（7）欄に掲げる料金額に料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-2第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>（ウ） 附則第4項（1）網使用料イ（7）②欄に規定する機能については、（2）端末回線伝送機能イ（イ）欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3を限度とします。</p>

	<p>(エ) (2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>(オ) 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、(7)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(カ) 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(キ) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄又はイ(7)①欄に規定する料金額を適用します。</p>
<p>イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に(2) 端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第4項(1)網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、(1) 網使用料エ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

		区 分	単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。)に より1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (1) 以外 の場 合	①	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円	
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円		
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円		
			②	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円	
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円		
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円		
			③	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,931円	
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,894円		
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,859円		

		(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,350円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。	
				1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
				B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
				C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)②C欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる512円 のうち、499円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

		③ ①② 以外の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,418円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる527円 のうち、513円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

イ 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考			
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① A 保守の区別が タイ プ1-1 のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,849円			
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,814円			
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,779円			
			②以 外の 場合	B 保守の区別が タイ プ1-2 のもの		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,849円
						平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,814円
						平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,779円
		C AB以 外の もの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,931円			
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,894円			
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,859円			

		② 複数年段階料金を適用する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2. 350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる512円 のうち、499円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,350円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
C AB以外のもの				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<u>(イ)</u> <u>附則第4</u> <u>項(1)</u> <u>網使用料</u> <u>イ(ア)②</u> <u>欄に規定</u> <u>する機能</u> <u>に係る加</u> <u>算料</u>	<u>固定無線基地局</u> <u>伝送路の追加に</u> <u>係る加算料</u>	<u>① 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-1のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	
		<u>② 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-2のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	